

原町内会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行なうことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員の意見・要望等の調整及び取りまとめ
- (2) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (3) 美化・清掃・防犯・交通・防災等の環境の整備
- (4) 町内会館その他の資産の維持管理及び運営
- (5) レクリエーション活動
- (6) その他目的に沿った必要な活動

(名称)

第2条 本会は、原町内会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、別添の区域図面の枠で囲った部分とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、神奈川県藤沢市本鵜沼3丁目1番12号の原町内会館内に置く。

第2章 会員及び賛助会員

(会員及び賛助会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

- 2 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員とすることができる。

(会費)

第6条 本会の会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入退会及び資格喪失)

第7条 本会に入会しようとする者又は本会を退会しようとする者は、会長に届けなければならない。

- 2 会員が退会したとき、死亡したとき及び第3条に定める区域外に住所を移したときは、会員の資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 部長 7名
- (4) 監査 2名
- (5) 会計 2名
- (6) 相談役 若干名

(役員を選任)

第9条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監査と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることは出来ない。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 部長は、役員会を構成し、各部の事業の企画立案及び運営について必要な事項を審議する。

4 監査は、次に掲げる業務を行なう。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行において、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること。

5 会計は、本会の会計事務を担当する。

6 書記は、会務を記録する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、前任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

第4章 組織

(組長)

第12条 会務の円滑な運営を図るため、この会に組長を置く。

(組長選任)

第13条 本会の区域をひと組あたり10世帯前後に分け、各組の組長を輪番で一人ずつ選出するものとする。

(組長職務)

第14条 組長は、第1条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる会務を行なう。

(1) 広報紙の配布及び回覧板の回付等の会員相互の連絡

(2) 町内会費の徴収

(3) その他この会の目的を達成するために、役員会で決定した事項

(組長任期)

第15条 組長任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

第5章 総会

(総会種別)

第16条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会の二種とする。

(総会構成)

第17条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第18条 総会は、次に掲げる事項を審議し議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 資産及び会費に関する事項
- (4) 役員を選出に関する事項
- (5) 規約の改正に関する事項
- (6) その他重要事項

(総会の開催)

第19条 定期総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第10条第4項第4号の規定により監査から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第20条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第22条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第23条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

(総会の書面表決権等)

第24条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第23条及び第24条の規定の適用については、その会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名押印しなければならない。

第6章 役員会

(役員会の構成)

第26条 役員会は、役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第27条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第28条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員 $\frac{2}{3}$ 以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときに会長が招集する。

(役員会の議長)

第29条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第30条 役員会には、第23条、第24条、第25条及び第26条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は役員会の議決により定める。

(資産の処分)

第33条 本会の資産で第31条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において $\frac{4}{3}$ 以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第34条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第35条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第37条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第38条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ藤沢市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第39条 本会は地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第40条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第41条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第42条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。